

十日町市指定文化財に答申

下川手少年団の書画作品群2742点



渡辺教育長に答申書を手渡す竹内俊道会長

十日町市文化財保護審議会（竹内俊道会長）が2月19日開催され、「下川手少年団の教育資料」（十日町市文化財（有形文化財）へ）長に竹内会長から答申を受けた。

答申を受け渡辺正範教育長に竹内会長から答申書が手渡された。

答申を受けたのは松之山の下川手集落が所有する

下川手少年団

の書画作品群

2742点。

指定理由と

して、大正8

（1919）年から昭和27

（1952）年にかけて、十日町市の山間部に位置す

る下川手集落において、下川手少年団の子どもたちが制作した書画作品。

貴重な歴史資料である。と

している。

渡辺教育長は「今回の有

形文化財は、子どもたちが

残したものでみずみずしい

感性が表現されている内容

報」と題して綴られ、集落

の素晴らしさと共に、これ

に回覧された後、歴代の少

年団に引き継がれた。昭和

27年を最後に書画作品が回

覧されなくなると、少年団

長が持ち回りで保管してき

た。その後、集落の諏訪神

社拝殿の天井裏に置かれて

いたが、平成20（2008）

竹内会長は「地域と学校

教育が協力しながら子ども

たちを育てている。それを

大切に保管していた。それ

は今後の研究者などの貴重

な資料となることは価値が

ある。他の地域で例はなく

貴重なもの。作品を地域に

回覧するなど地域ぐるみで

取り組んでいたことが読み

取れる」など評価した。